

令和2年度  
年次報告

個人情報保護委員会

## 目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会設置の経緯	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
第2節 委員会の組織等	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
第3節 委員会の所掌事務の概要	4
1 個人情報保護法等に関する事務	4
2 マイナンバー法に関する事務	6
3 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務	11
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	12
I 個人情報保護法等に関する事務	12
第1節 いわゆる3年ごと見直し	12
1 令和2年改正法の成立	12
2 令和2年改正法に関連する政令・規則・ガイドライン等の整備	12
第2節 個人情報保護制度の一元化	13
1 背景	13
2 官民を通じた個人情報保護制度の見直しに係る検討	13
3 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の第204回国会（常会）への提出	14
第3節 個人情報保護法に基づく監督等	14
1 漏えい等事案に関する報告の受付状況等	14
2 立入検査の状況	14
3 指導・助言の状況	14
4 勧告・命令の状況	15
5 セキュリティに関する注意喚起	15
6 情報セキュリティ関係機関との連携	15
7 個人情報保護法の域外適用	15
8 外国執行当局との連携	16
9 その他実態調査	16
第4節 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等	16
1 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	16
2 オプトアウト手続の実態	17
3 認定個人情報保護団体に関する取組	18
4 民間の自主的取組の推進	18
II マイナンバー法に関する事務	18
第1節 監視・監督	18
1 委員会規則の改正	18
2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	18
3 指導・助言等の状況	19
4 立入検査等の実施状況	19
5 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況	19
6 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	19

7	その他の監督活動について	20
第2節	特定個人情報保護評価	20
1	特定個人情報保護評価書の承認等	20
2	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	20
3	特定個人情報保護評価指針の変更	20
第3節	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付	21
1	届出の受付状況	21
2	情報連携の対象となる独自利用事務の事例について	21
3	委員会規則の改正	21
<b>Ⅲ</b>	<b>国際協力</b>	<b>22</b>
第1節	信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進	22
1	日米欧三極間における既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進を図る取組について	22
2	OECDプライバシーガイドラインに関する取組	22
第2節	国際会議への出席等	23
1	アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム	23
2	世界プライバシー会議（GPA）	23
3	その他	24
第3節	地域別対話	25
1	EUとの協力対話等	25
2	米国との対話	25
3	英国との対話	26
4	APEC CBPRシステムの推進	26
第4節	国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信	26
<b>Ⅳ</b>	<b>新型コロナウイルス感染症に係る対応</b>	<b>27</b>
1	個人情報保護法関係	27
2	マイナンバー法関係	27
3	国際協力関係	27
<b>Ⅴ</b>	<b>個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務</b>	<b>27</b>
第1節	相談受付	27
1	個人情報保護法関係	27
2	マイナンバー法関係	29
第2節	広報・啓発	29
1	個人情報保護法関係	29
2	マイナンバー法関係	30
第3節	人材育成	30
第4節	関係省庁主催の会議等への出席	31
第5節	行政手続等における書面・押印・対面の見直し	31
付表	活動実績	32
1	委員会会議	32
2	個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況	35
3	匿名加工情報の作成等に係る公表状況	41
4	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数	41

5	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況	42
6	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況	43
7	特定個人情報保護評価書の承認日	43
8	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	44
9	信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に関する対話実績（オンライン）	44
10	主な国際会議（オンライン）への参加（新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱いを議題とするものは付表 12 参照）	45
11	外国機関との対話実績（オンライン）	46
12	新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱いに関する国際的議論への参加	47
13	個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数	48
14	マイナンバー苦情あっせん相談窓口における内容別受付件数	48
15	個人情報保護法に関する説明会の実施状況	49
16	職員研修	49
17	意見募集手続	51

【参考目次：分野別構成】

I. 個人情報保護法等に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	1 個人情報保護法等に関する事務	P. 4
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	I 第1節 いわゆる3年ごと見直し	P. 12
	I 第2節 個人情報保護制度の一元化	P. 13
II. マイナンバー法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	2 マイナンバー法に関する事務	P. 6
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	II 第1節 監視・監督	P. 18
	II 第2節 特定個人情報保護評価	P. 20
III. 国際協力	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	III 第1節 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進	P. 22
	III 第2節 国際会議への出席等	P. 23
	III 第3節 地域別対話	P. 25
	III 第4節 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信	P. 26
	IV. 新型コロナウイルス感染症に係る対応	第2章 委員会の所掌事務の処理状況
IV 1 個人情報保護法関係		P. 27
IV 2 マイナンバー法関係		P. 27
IV 3 国際協力関係		P. 27
V. 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第1節 委員会設置の経緯	P. 1
	第2節 委員会の組織等	P. 1
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	3 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務	P. 11
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	V 第1節 相談受付	P. 27
	V 第2節 広報・啓発	P. 29
	V 第3節 人材育成	P. 30
	V 第4節 関係省庁主催の会議等への出席	P. 31
	V 第5節 行政手続等における書面・押印・対面の見直し	P. 31

## 第1章 委員会の組織等及び所掌事務

### 第1節 委員会設置の経緯

#### 1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、特定個人情報保護評価、広報・啓発、調査・研究、国際協力等を所掌事務としていた。

#### 2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなった。

### 第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（個人情報保護法第62条）。

## 1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成され、任期は5年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第63条第1項及び第64条第1項）。令和3年3月31日現在における委員長及び委員は、丹野美絵子委員長、小川克彦委員、中村玲子委員、大島周平委員、浅井祐二委員、加藤久和委員、藤原静雄委員、梶田恵美子委員及び高村浩委員である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報を利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第63条第4項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（個人情報保護法第65条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（個人情報保護法第69条第1項）、令和3年3月31日現在において5人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（個人情報保護法第70条）、令和2年度末の定員は139人となっている。事務局には、令和3年3月31日現在において事務局長のほか次長、審議官、総務課及び参事官5人が置かれている。

## 2 予算

令和2年度の委員会の予算額（補正後）は、41億4,039万円となっている。

## 3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第60条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成28年2月に組織理念を決定し、その後平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成29年5月12日に組織理念を一部変更した。

また、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきたこと等を踏まえ、平成31年2月5日に組織理念を一部変更した（図1）。新たな組織理念は、①個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応、②個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督、③安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ、④特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組、⑤多様な主体に対する分かりやすい情報発信、⑥最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備の6つの項目から構成されている。

② 指導・助言（マイナンバー法第 33 条）

委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、この指導及び助言をする場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（マイナンバー法第 34 条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第 37 条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条）

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあっせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

(2) 特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有す

る前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている。また、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書に重要な変更（リスク対策に係る変更等）が生じる等の場合は、特定個人情報保護評価の再実施を行うこととされている（マイナンバー法第28条）。委員会は、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が提出した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

#### ① 事前対応による特定個人情報の適正な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

#### ② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

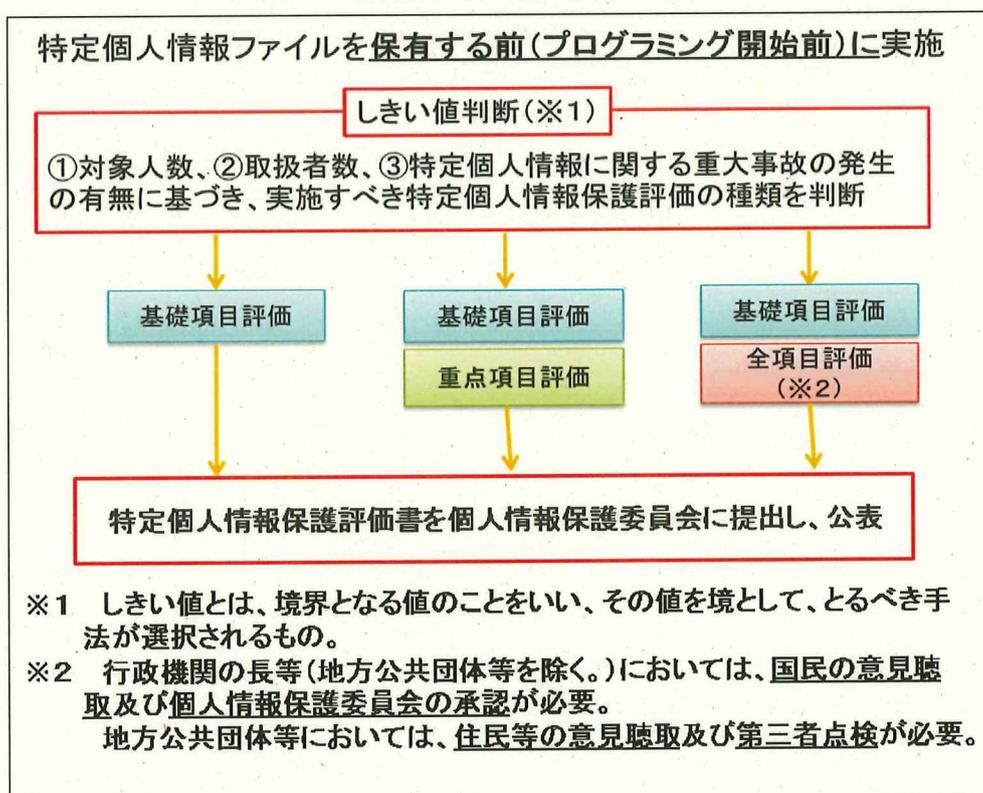
マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図2のとおりである。行政機関の長等は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する行政機関の長等は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下この項及び第2章Ⅱ第2節において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受け、委員会に提出した後、公表する。特定個人情報保護評価の再実施を行った場合も同様である。

図2：特定個人情報保護評価の流れ



データの項目等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

### 3 認定個人情報保護団体に関する取組

認定団体連絡会を開催し（令和2年6月）、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定団体に認定できる制度の導入を含む令和2年改正法の概要等について情報提供するとともに、個々の認定団体が主催する令和2年改正法説明会へ講師派遣（15件）を行った。また、対象事業者向け研修会を開催し（6回：令和2年10月、11月（2回）、12月、令和3年1月、2月）、現行の個人情報保護法及び令和2年改正法の解説や実務の観点から有用な情報の提供等を行った。さらに、シンポジウムを開催し（令和3年3月）、認定団体制度を通じた民間の自主的取組の推進の重要性について対外発信した。

また、令和3年1月26日に開催した第164回委員会において、ガイドライン（認定団体編）の新設を含む認定団体の望ましい取組の方向性等について審議を行った。

なお、令和2年7月31日付けで1団体が認定業務を廃止したほか、同年9月30日及び令和3年1月26日に新たに2団体を認定し、同年3月31日現在の認定団体数は41団体となっている（付表2（3））。これらの認定団体が作成する個人情報保護指針については、委員会ウェブサイトにおいて公表している。

### 4 民間の自主的取組の推進

民間の自主的取組を促進する施策の検討の基礎とするため、外国のPIA（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）事例等の調査・分析及び個別案件についての民間事業者によるPIAの試行を実施するとともに、個人データの取扱いに関する責任者及び責任部署の設置状況や課題等の実態について調査を実施した。

## Ⅱ マイナンバー法に関する事務

### 第1節 監視・監督

#### 1 委員会規則の改正

令和2年度のマイナンバー法第29条の4の改正に伴い、令和2年12月25日に開催した第162回個人情報保護委員会において、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則案」を取りまとめ、これに対する意見募集を実施した。意見募集では、計7の団体又は個人から延べ7件の御意見が寄せられ、意見募集結果を令和3年3月24日に公表し、同日に特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第2号）が公布された。

#### 2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

令和2年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、207件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、行政機関から2件、地方公共団体から3件、事業者から3件の報告を受けた（マイナンバー法第29条の4。付表5）。

漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体においてマイナンバーを含んだ書類を紛失した事案であった。また、重大な事態については、地方公共団体より事務を受託した事業者に

において、事務処理誤りにより、約1,520名分の特定個人情報を、同様の事務を当該事業者に委託していた他の地方公共団体に納品した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないよう指導等を行った。

### 3 指導・助言等の状況

令和2年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言等を40件行った（付表5）。

また、立入検査を実施し指摘した事項について報告を求めるなどの報告徴収を10件行った（付表5）。

さらに、地方公共団体の特定個人情報が保存されたハードディスクが流出した事案について、当該地方公共団体に対して、電子媒体等を廃棄するに当たっては、漏えいの防止や適切な管理のために必要な措置を講じること、電子媒体等のデータ削除業務を他者に委託するに当たっては、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことなどの指導を行った。

### 4 立入検査等の実施状況

立入検査の実施に当たり、令和2年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査のほか、随時に検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、過去の検査状況等を勘案の上、選択的に実施し、検査項目を絞った検査を活用することなどを定めている。令和2年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を確認するため、行政機関等7件、地方公共団体15件、事業者1件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善の報告を求めた（マイナンバー法第35条及び第29条の3第1項。付表5）。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当該検査先については、電子媒体による資料徴求、電話又はメールでのコミュニケーションなどの手法を活用した検査（以下「オフサイト・モニタリング検査」という。）を行った。

これまで実施した立入検査により、行政機関等においては、特定個人情報に係る安全管理措置が概ね適切に実施されていることが確認できたものの、地方公共団体のうち一部の機関においては、安全管理措置のうち研修や監査の実施等について、改善を要する事項が認められた。

### 5 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等の職員による不正な利用がないか確認するため、監視・監督システムを用いて情報連携される情報提供等記録について分析を行い、情報連携の照会内容について、ヒアリング調査を行った。なお、調査を行った範囲内では、不正な利用は認められなかった。

また、監視・監督システムの分析能力向上のため、AIを活用した機能の開発を開始した。

### 6 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている（マイナンバー法第29条の3第2項）。

令和2年度において、令和元年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備、研修・監査等の実施及びシステムの管理に関する事項等について、2,207機関から報告を受けた。

今回の報告では、これまでの事項に加え、新たにハードディスク等の更新に係るデータの削除又は廃棄の実施状況等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。

## 7 その他の監督活動について

インシデントに対する組織的対応能力を向上させ、安全管理措置の実質的な確保を図るため、地方公共団体から参加希望を募り、32団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施し、訓練の中で明らかになった問題等について改善を促した。

## 第2節 特定個人情報保護評価

### 1 特定個人情報保護評価書の承認等

第1章第3節2(2)で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等（地方公共団体等を除く。）の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている（図2（第1章第3節2(2)））。特定個人情報保護評価の再実施を行った場合も同様である。

令和2年度においては、10の行政機関の長等（評価実施機関）から全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で、11件の承認を行った（付表7）。当該行政機関の長等は、承認を得た後、全項目評価書の公表を行った。

地方公共団体等の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出した後、公表することが義務付けられている。

### 2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

令和3年3月31日現在、2,880の行政機関の長等（評価実施機関）が33,748事務について特定個人情報保護評価書を公表している（付表8）。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価Web）に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない特定個人情報保護評価書についても、必要に応じて記載方法等に関する助言を行っている。

### 3 特定個人情報保護評価指針の変更

特定個人情報保護評価指針については、マイナンバー法第27条第2項の規定に基づき、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするとしている。この規定に基づき、特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」の対象範囲を明確化する等の変更を行った。変更後の特定個人情報保護評価指針等は令和3年2月5日に公布・公表され、同年4月1日に施行される。

## 5 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

対応事項	件数等
特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付件数	156 機関・207 件 (前年度：138 機関・217 件) (うち「重大な事態」(※1)に該当：8 件 (前年度：20 件)) (内訳) 行政機関等 : 8 機関・28 件 (前年度：6 機関・39 件) (うち「重大な事態」に該当：2 件 (前年度：1 件)) 地方公共団体：80 機関・104 件 (前年度：95 機関・131 件) (うち「重大な事態」に該当：3 件 (前年度：17 件)) 事業者 : 68 機関・75 件 (前年度：37 機関・47 件) (うち「重大な事態」に該当：3 件 (前年度：2 件))
うち「重大な事態」の内容	① 地方公共団体より事務を受託した事業者において、事務処理誤りにより、約1,520名分の特定個人情報を、同様の事務を当該事業者へ委託していた他の地方公共団体に納品した事案
	② 地方公共団体において、特定個人情報が保存された(委員会の調査において確認)ハードディスクが流出した事案
	③ 事業者において、サーバーへの不正アクセスにより、約380名分の特定個人情報が漏えいした事案
	④ 行政機関等において、約200名分の特定個人情報が記録されたバックアップ媒体を紛失した事案
	⑤ 事業者において、メールアドレスの宛先間違いにより、約280名分の特定個人情報が誤送付された事案
	⑥ 地方公共団体において、マスキング処理が不十分なまま約10,380名分の特定個人情報が記載された書類を、特定個人情報を取り扱わないこととなっている委託事業者へ引き渡していた事案
	⑦ 行政機関等において、約420名分の特定個人情報が記録された文書ファイルを紛失した事案
	⑧ 事業者において、約730名分の特定個人情報が記録されたUSBを紛失した事案
指導・助言等	40 件 (前年度：50 件)
報告徴収	10 件 (前年度：75 件)
立入検査	23 件 (前年度：48 件) (※2、3) (内訳) 行政機関等 7 件、地方公共団体 15 件、事業者 1 件 (前年度：行政機関等 10 件、地方公共団体 38 件)
あつせん申出受付件数	16 件 (前年度：25 件)

(※1)「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条各号に掲げる事態である。

(※2) 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

(※3) オフサイト・モニタリング検査を実施した。

## 6 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

(期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48回	約5,800人
地方公共団体情報システム機構セミナー	10回	約500人
計	58回	約6,300人

## 7 特定個人情報保護評価書の承認日

(期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
法務大臣	戸籍関係情報の提供に関する事務 全項目評価書	令和2年6月24日
厚生労働大臣	特別給付金・特別弔慰金に関する事務 全項目評価書	令和2年9月16日
関東ITソフトウェア健康保険組合	関東ITソフトウェア健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年9月16日
東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年9月16日
産業機械健康保険組合	産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年9月16日
東京実業健康保険組合	東京実業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年9月30日
東京薬業健康保険組合	東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年9月30日
東京電子機械工業健康保険組合	東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和2年9月30日
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務 全項目評価書	令和2年11月4日
関東ITソフトウェア健康保険組合	関東ITソフトウェア健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和3年2月1日
東京都医業健康保険組合	東京都医業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和3年2月1日

## 8 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(令和3年3月31日現在)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	9	17	8	0	9
地方公共団体の長その他の機関	2,186	32,935	30,793	1,560	582
独立行政法人等	45	51	43	1	7
地方独立行政法人	2	2	2	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	637	742	616	44	82
計	2,880	33,748	31,462	1,605	681

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

## 9 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に関する対話実績（オンライン）

(期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

対話の相手等	開催日
OECDデジタル経済政策委員会（CDEP）デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）会合	令和2年4月21日～22日
欧州委員会司法総局との対話	令和2年7月6日
OECD民間部門が保有する個人データの無制限なガバメントアクセスに関する専門家コンサルテーション	令和2年7月7日
欧州委員会司法総局との対話	令和2年7月20日
米国商務省との対話	令和2年7月27日
第11回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話	令和2年9月17日
米国商務省、国務省、連邦取引委員会との対話	令和2年9月28日
第10回日EU・ICT戦略ワークショップ	令和2年10月2日
データローカライゼーション及び信頼性が確保されたガバメントアクセスに関するOECDラウンドテーブル（当委員会がOECD事務局と共催）	令和2年10月5日～6日
OECD CDEP WPDGP会合	令和2年11月9日、17日
OECD CDEP会合	令和2年11月19日、30日
欧州委員会司法総局との対話	令和3年2月2日
OECDガバメントアクセスに関するドラフティング・グループ第1回会合	令和3年2月4日
米国商務省、国務省、司法省等との対話	令和3年2月24日